

グループホームめぞん・ぽぷら利用契約書

_____（以下「入居者」という。）と特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える椎内市民会議（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者の設置運営する「グループホームめぞん・ぽぷら（以下「ぽぷら」という。）から提供される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく訓練等給付の共同生活援助（以下「サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、事業者が利用者又は家族等（以下「契約者」という。）に対して、別紙『重要事項説明書』に基づき説明を行った後、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約期間）

第1条 本契約の契約有効期間は、令和 年 月 日から利用についての訓練等給付費の支給期間満了日（市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」の訓練等給付費支給決定内容「共同生活援助」欄に記載された「支給決定期間」の満了日）までとします。

2 前項の契約期間満了の日に引き続き、利用者について訓練等給付費の支給が決定されたときは、その決定された期間、本契約は更新するものとします。また、それ以降の契約期間満了に伴う更新についても同様とします。

ただし、第7条（契約者からの中途解約）、第8条（契約者からの契約解除）、第9条（事業者からの契約解除）により本契約が解除された場合は、本契約は終了するものとします。

（サービス提供内容）

第2条 事業者は、入居者に対し、重要事項説明書の第5章（指定共同生活援助の内容及び利用料その他費用の額）、第8条（サービス提供の内容）に示したサービスを、当該利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて作成した個別支援計画（以下、「共同生活援助計画」という。）に基づき提供します。

（利用料等および利用料等の締め日・支払い等）

第3条 事業者は、前条のサービスを提供する対価として、重要事項説明書の第5章（指定共同生活援助の内容及び利用料その他費用の額）に基づき、契約者に対して費用を請求します。

2 契約者は、前項の費用を重要事項説明書の第6章（サービス利用にあたっての留意事項）の第11条（利用料の支払い方法等）に従い、事業者に支払うものとします。

3 前項に定めた法定自己負担金に変更があった場合、事業者は変更することができるものとします。

4 第2項に定めた利用料については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

5 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には契約を解除することができます。

（金銭等の管理）

第4条 事業者は、入居者の日常生活に必要な金銭の保管管理について入居者と別途『預り金契約』を締結した場合を除き、入居者の現金を預かりません。

2 利用者が自身で日々の金銭管理を行うことが困難なため当該利用者名義の通帳又は銀行口座の届出印鑑のいずれかを事業者に預け、定期的な金銭管理又は助言等を希望する場合、事業者は入居者に対して「申出書」の提出を求めます。

なお、事業所はいかなる場合も当該入居者名義の通帳と銀行口座の届出印鑑の双方同時、又はキャッシュカードを預かることはいたしません。

3 前2項の他、当該入居者名義の不動産や有価証券その他財産の管理は一切行いません。

(入居者の施設利用上の注意義務等)

第5条 入居者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 入居者は、ぽぷらの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己費用により現状復旧するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3 入居者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第6条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本書契約書定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

(ア) 入居者が死亡した場合

(イ) 国が示した共同生活住居入居者としての前提条件が満たされなくなった場合

(ウ) 入居者または他の入居者の生命または身体を保護する上で身体拘束が必要となった場合

(エ) 入居者が共同生活住居での生活が困難であると医師に診断された場合

(オ) 第7条(契約者からの中途解約)、第8条(契約者からの契約解除)、第9条(事業者からの契約解除)に従い契約が解約又は解除された場合

(カ) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりぽぷらを閉鎖した場合

(キ) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

(ク) 事業所が事業指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

2 事業者は、前項の(イ)から(エ)により契約が終了する場合には、入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第7条 契約者は、契約の有効期間中、利用契約を解約することができます。

この場合には、契約者は契約終了を希望する日の1ヶ月前までに事業者に通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、契約を即時に解約することができます。

(ア) 第3条第5項に従い契約を解約する場合

(イ) 入居者が緊急入院し、かつ、医師から今後共同生活住居での生活が困難と診断された場合

(契約者からの契約解除)

第8条 契約者は、事業者もしくは従業員が以下の事項に該当する行為を行った場合には契約を解除することができます。

(ア) 事業者もしくは従業員が正当な理由なく本契約に定めるサービス提供を実施しない場合

(イ) 事業者もしくは従業員が第13条に定める守秘義務に違反した場合

(ウ) 事業者もしくは従業員が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信心行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(エ) 他の入居者が当該入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐がある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第 9 条 事業者は、入居者又は契約者が以下の事項に該当する場合には、契約を解除することができます。

- (ア) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (イ) 契約者による、第 3 条第 2 項に定める利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (ウ) 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (エ) 入居者がぼぶらの建物や設備等を損傷する行為、従業員に対し暴力等を反復したとき
- (オ) 入居者が入院治療や身体拘束等が必要となるなど事業者が自らサービスを提供することが困難となったとき

(精算)

第 10 条 第 6 条第 1 項の（イ）から（カ）により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務（第 3 条第 1 項）及び第 5 条第 2 項、その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

(事業者の義務)

第 11 条 事業者は、サービスの提供にあたって、入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

(医療機関等との連携)

第 12 条 事業者は、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2 事業者は、サービス提供体制の確保および入居者の疾病、負傷等に備え、適時に診断、夜間ににおける救急時の対応、治療その他の必要な措置が受けられるよう医療機関との連携づくり努めます。

(守秘義務等)

第 13 条 事業者及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た入居者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。なお、この守秘義務は、利用契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 入居者に係る他の事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、入居者又は入居者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(身体不拘束)

第 14 条 事業者は、重要事項説明書の第 6 章（サービス利用にあたっての留意事項）、第 20 条（身体拘束の禁止）に基づき、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

(事業者の義務違反による損害賠償責任)

第 15 条 事業者は、「利用契約書」に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。

なお、第 13 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じじうことができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

3 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(ア) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(イ) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(ウ) 入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

(エ) 入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 16 条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入居者又は契約者に対し既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(苦情処理)

第 17 条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対し、重要事項説明書の第 6 章（サービス利用にあたっての留意事項）、第 29 条（苦情処理）の定めに従い、適切に対応するものとします。

(身元引受人（保証人）)

第 18 条 事業者は、本契約書に基づき契約締結する際に、入居者に対し、身元引受人（保証人）の設定を求めます。

2 事業者は、入居者の心身の状況および言動等に変化があったときは速やかに身元引受人に通知します。

3 身元引受人は、以下の各号に示す責任を負います。

(ア) 入居者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力していただきます。

(イ) この契約が終了した場合、適切な移転先の確保等について事業者に協力していただきます。

(ウ) 入居者が死亡した場合の遺体及び遺品の引き受けその他必要な措置をとっていただきます。

(エ) 契約者が、第 3 条 2 項に従った事業者に対する支払いができず、かつ 3 か月を超えて滞納した場合、第 5 条 2 項に従い自己費用による現況復旧、又は相当の代価を支払うことができない場合など、契約者が契約者として果たすべき責任が負うことができない場合は保証人が、また、保証人が保証人として果たすべき責任を負うことができない場合は、その法定相続人が代わって責任を負うものとします。

4 身元引受人（保証人）の変更等が発生じた場合、契約者は事業者に対し、変更等の日、変更等の内容及び事由を記載した「身元引受人変更等申出書」を提出することにより可能とします。

(協議事項)

第 19 条 本契約書に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は重要事項説明書又は障害者総合支援法の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

本契約書は、以下の部数を作成し、記名、捺印の上、を作成し、それぞれで保管する。

- 甲（事業者）・乙 1（入居者／契約者）の場合は 2 部
- 甲（事業者）・乙 1（入居者／契約者）・乙 3（身元引受人）の場合は 3 部
- 甲・乙 1（入居者）・乙 2（契約者）・乙 3（身元引受人）の場合は 4 部

(契約締結日) 令和 年 月 日

(甲) 事業者

住 所 稚内市緑 6 丁目 9 番 1 6 号

氏 名 特定非営利活動法人

精神障害の暮らしを支える稚内市民会議

理事長 菅原 貴

(印)

(乙 1) 入居者（契約者）

住 所 _____

氏 名 _____

(印)

※契約者が別にいる場合は押印の必要なし

(乙 2) 契約者（入居者と契約者が異なる場合）

住 所 _____

氏 名 _____

(印)

(乙 3) 身元引受人（保証人）

住 所 _____

氏 名 _____

(印)